

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成31年 1月25日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成31年度後期高齢者医療保険料納入通知書等作成及び封入封かん等業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18300072 |
| (3) 物品委託役務内容 | 平成31年度分の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書等の様式を作成し、印字・製本・封入封かん等を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成32年 6月30日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 受注者が指定し発注者の承諾を得た施設 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（成果物の製造） |
| (11) 契約種別 | 複数単価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	印刷・看板>電算入出力・印字等処理
イ	法令等による登録等	次のいずれか 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）からプライバシーマークの付与を受けていること。 JIPDECから認定を受けた認証機関による情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得していること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成31年1月25日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（平成31年1月25日公告・平成31年度 後期高齢者医療保険料納入通書等作成及び封入封かん等業務業務）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない1銭（0.01円）以上の額とし、有効桁数は小数第2位とする。また、「単価」の欄の記載金額を契約単価とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の108分の100に相当する1銭（0.01円）以上の額とし、有効桁数は小数第2位とする。ただし、当該金額の8パーセントに相当する額（当該額に小数第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額を契約単価とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した金額（当該金額に円単位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を記載するものとする。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載するものとする。
- 上記（1）～（5）によらない入札書は、その入札を無効とする。

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成31年 1月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成31年 1月25日～ 平成31年 2月15日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：有
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成31年 1月25日～ 平成31年 2月1日 （午前 8時30分～午後 5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部 国保年金課 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館1階） 電話番号 082-420-0933 / ファックス番号 082-422-0334 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成31年 2月6日～ 平成31年 2月15日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成31年 2月13日～ 平成31年 2月14日 （午前 8時30分～午後 5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成31年 2月15日 午前 10時50分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類（印）	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成31年度後期高齢者医療保険料納入通知書等作成及び封入封かん等業務仕様書

1 業務名

平成31年度後期高齢者医療保険料納入通知書等作成及び封入封かん等業務

2 業務内容

平成31年度分（平成31年7月の年次分及び月次分から平成32年6月の月次分）の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書、納付書及び制度チラシ等（以下、「納入通知書等」という。）を被保険者等に送付するにあたり、納入通知書等の様式を作成するとともに、発注者から提供するUSBメモリ（以下、「USB」という。）により記録された保険料情報又は受注者が総合行政ネットワーク（L G W A N）上でのファイル転送サービスを利用して収受した保険料情報（以下、「保険料情報」という。）をもとに、納入通知書等の印字・製本・封入封かんを行い、成果品として発注者に納品するもの。また、作成した納入通知書等様式の管理を行うもの。

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成32年6月30日まで

4 履行場所

受注者が指定し発注者の承諾を得た施設

5 成果品納入場所

【年次分】東広島市役所本館5階501会議室
【月次分】東広島市健康福祉部国保年金課

6 準拠する法令等

東広島市個人情報保護条例
東広島市契約規則
個人情報保護取扱特記事項
業務委託契約約款
その他関係法令

7 業務詳細

(1) 納入通知書等様式作成作業

ア 成果物

項番 (履行番号)	品名 (履行区分)	規格・仕様	作成部数 (発注予定数量)
1	納入通知書（納付書払）	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法／横 210mm×縦 304.8mm 以内 ●紙色／白 ●紙厚／上質紙 四六判 55kg ●両面刷 ●刷色／表面・裏面共（1色）黒 ※封入封かん時は宛名が封筒の窓開き部分から確認できるように3つ折り（Z折り又は内三つ折り）とすること。	7,000部
2	納入通知書（特徴・口座払）	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法／横 297.18mm×縦 215.9mm 以内 ●紙色／白 ●両面刷 ●刷色／表面・裏面共（2色）紫色・黒 ※色、紙質、紙厚等は見本のとおり。	21,000部
3	納付書	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法／横 210mm×縦 114.3mm（1片） ※1：払込書作成基準の大きさ（横（左から順に）：125.00mm、55.34mm、29.66mm、縦：114.30mm）を厳守すること。 ※2：払込書作成基準が必要な場合は、発注者に申し出ること。 <ul style="list-style-type: none"> ●紙厚／大王製紙 ブライト OCR 用紙 72kg 又は王子製紙 OCR 用紙 72kg ●両面刷 ●刷色／表面（2色）黒・オレンジ 裏面（1色）黒 ※色、紙厚等は見本のとおり。	16,200部

4	チラシ① 保険料制度案内	●寸法/A4 版縦 ●紙色/浅黄色 ●紙厚/上質紙 四六判 55kg ●両面刷 ●刷色/表面・裏面共(1色)黒 ※納品時は長辺均等3つ折りとすること。	4,000部
5	チラシ② 保険料精算	●寸法/A4 版縦 ●紙色/桃色 ●紙厚/上質紙 四六判 55kg ●片面刷 ●刷色/(1色)黒 ※納品時は長辺均等3つ折りとすること。	400部
6	納付書見出し	●寸法/横 210mm×縦 74.25mm 以内 ※見本は A4 版縦の長辺均等4つ切りとしている。 ●紙色/白 ●紙厚/上質紙 四六判 55kg ●片面刷 ●刷色/(1色)黒	4,000部
7	窓あき封筒(納付書用)	●寸法/横 235mm×縦 120mm 以内 ●紙質/クラフト紙 ●刷色/黒 ●窓部分素材/グラシン紙 ●フラップ/アドヘア加工とする。 ※紙質、窓等は見本のとおり。別紙1参照。	6,000部
8	チラシ③※ 普徴切替案内 ※受注者から提供する	納入通知書(納付書払)納付書3枚(新規) 項番26及び納入通知書(納付書払)納付書 8枚(新規)項番29へ封入すること。	300部
9	チラシ④※ 普徴納付方法案内 3種類 (納付書3・6・8枚用) ※受注者から提供する	・納付書3枚用は、封入のみ。項番25、26 ・納付書6枚用及び8枚用は、口座振替依頼 書の表紙上部にセットし、右端の上部を横向 きにホチキス留めし、チラシと口座振替依頼 書を綴ること。	2,300部 3枚用:1,300部 6枚用:200部 8枚用:800部
10	口座振替依頼書※ 【年次】納付書6枚用 ※受注者から提供する	・普徴納付方法案内チラシ(納付書6枚用) が表紙となるように口座振替依頼書の上部 にセットし、右端の上部を横向きにホチキス 留めし、チラシと口座振替依頼書を綴ること。	200セット
11	口座振替依頼書※ 【年次】納付書8枚用 ※受注者から提供する	・普徴納付方法案内チラシ(納付書8枚用) が表紙となるように口座振替依頼書の上部 にセットし、右端の上部を横向きにホチキス 留めし、チラシと口座振替依頼書を綴ること。	800セット

※項番8から11までは発注者が提供するため受注者が作成する必要はないが、仕様書構成の都合によりここで記載し、項番を付番する。

イ 校正

全て2回とする。ただし、最終校正後であっても、制度改正等によりやむを得ず文面を変更する必要がある場合は、双方協議の上で原稿の微修正を行い、校正回数を変更することがある。

ウ 原稿

原稿の提供方法は、アナログ又はデジタル(項番4から6まではWord形式で提供可)とする。原稿の文面、レイアウトについては、今後の後期高齢者医療制度改正等に伴いやむを得ず変更することがあり、その際は双方協議により最低限

- の変更を加えるものとする。
- エ その他仕様**
- ・項番1～7に示す用紙の紙質・色の形状等は別途見本のとおりとする。
 - ・市長印及び広域連合長印は、発注者がデジタルデータで提供する印影を使用するものとする。市長印及び広域連合長印の印影の大きさは等倍で刷ること。（東広島市条例及び広域連合規則規定事項）
 - ・圧着機等の紙詰まりを防止するため、項番2の納入通知書（特徴・口座払）及び項番3の納付書のミシン目に凹凸を作らないようにすること。
 - ・項番2の納入通知書（特徴・口座払）及び項番3の納付書は、印刷前に用紙サンプルを提出し、ミシン目等の検査に合格後、印刷すること。
※用紙見本及び様式見本は、閲覧資料として閲覧時に提示する。
 - ・項番3の納付書を作成する際は、発注者からPDFデータ（イラストレーターにて編集可）を引き渡すこととする。引き渡したデータを別途指示により修正したうえで作成すること。
- オ 検査・検証**
- 項番3の納付書は、印字テストを実施するので、受注者は印字テストに合格したのちに本印字すること。印字テストは、仮刷りした納付書に昨年度の保険料情報を印字したOCR読み取りテストを、発注者を通じて、**検証が完了するまで実施**するものとする（検証に必要な期間は約2週間を予定している。）。**印字テスト作業に必要な仮刷りの納付書を200部作成することとし、テスト用納付書は、項番3の作成部数に含めないものとする。**印字テスト作業に要する運搬費等は、受注者の負担とする。
- カ 見本等の閲覧**
- 項番1～7の見本を閲覧に付するものとする。原稿は契約締結後の提供とするが、用紙サイズ、枚数、印刷面数及び概ねの文字数等に変更はないものとする。

(2) 保険料情報印字作業

ア 作業内容

発注者から受注者に貸与する次のファイル名のデータを受注者が印字し、納入通知書等を作成すること。また、納入通知書（特徴・口座払）の宛名部分に郵便で読み取り可能なカスタマーバーコードを印字し、納付書に金融機関で読み取り可能とするOCRデータを印字するものとする。

ファイル名	印字様式
納入通知書（納付書払）データ	項番1で作成した納入通知書
納入通知書（月次）データ	項番1で作成した納入通知書
納入通知書（特徴・口座払）データ	項番2で作成した納入通知書
納付書データ	項番3で作成した納付書

イ 保険料情報の受け渡し

データは発注者から、USBに格納し受注者に貸与する。当該USBは正副2部作成し、それぞれに暗号化をするものとする。また、当該USBに要する費用及び暗号化に要する費用は発注者が負担するものとする。

当該USBの受け渡し時は、受注者は発注者に借用書（様式1）を提出するものとする。ただし、総合行政ネットワーク（LGWAN）上でのファイル転送サービスを受注者が保有している場合、当該サービスを利用したデータ收受も可能とする。受注者は、LGWAN-ASPを用いたファイル転送サービス等（以下、「サービス」という。）によりデータを收受する際、暗号化処理やパスワード設定等セキュリティ機能を確認し、発注者と協議のうえ、收受時のセキュリティ措置の内容を決定し明示すること。なお、送付データは暗号化処理を施したうえで、サービスにアップロードするものとする。データの複製は必要最小限とし、当該業務以外で利用してはならない。受注者は、受領したデータの利用が終了した際は、復元不可能な処理を施したうえで、データを廃棄することとする。また、廃棄後、発注者に対してデータ内容、廃棄した年月日及び廃棄方法を発注者に届出書（様式2）を提出するものとする。

ウ 保険料情報の記録形式

データは発注者がPDF形式（外字対応済み）で提供する。PDFは「Adobe Acrobat Standard DC」の「Adobe PDF Converter」にて生成する。

エ PDFデータの内容

(7) 納付書データ

- 納付書データ【年次・月次】は、PDF1ページが納付書1枚で構成されており、被保険者の氏名及び保険料情報（OCRデータを含む）がある。PDF1ページの印字を1部とする。
- 納付書データ【年次】は、被保険者1人あたり、PDF1ページから8ページまでの4パタ

ーンがあり、ファイル名もそれぞれ分けている。各ファイル中のデータ並び順は郵便番号順となる。また、被保険者ごとの納付書枚数は次のとおりとなる。

ファイル名	納付書枚数
納付書データ（1ページ）	1枚
納付書データ（3ページ）	3枚
納付書データ（6ページ）	6枚
納付書データ（8ページ）	8枚

全てのファイルについて、別に「○枚組リスト」データ（エクセル又はPDF形式）を提供する。これにより、3枚・8枚の既存者と新規者の対象者の判別が可能である。

c 納付書データ【月次】は、封入パターンを細分化しないため、ファイルを分けない。ファイル内のデータ並び順は、郵便番号順となる。

(イ) 納入通知書（納付書払）データ

納入通知書（納付書払）データは、被保険者1人につきPDF1ページであり、被保険者の住所、氏名、カスタマーバーコード、保険料情報及びその他文章がある。但し、被保険者1人につき複数年度の保険料に決定・変更がある場合は、PDFが複数枚となる。データの並び順は郵便番号順となる。

(ウ) 納入通知書（月次）データ

納入通知書（月次）データは、被保険者1人につきPDF1ページであり、被保険者の住所、氏名、カスタマーバーコード、保険料情報及びその他文章がある。但し、被保険者1人につき複数年度の保険料に決定・変更がある場合は、PDFが複数枚となる。同一ファイル内に納付書有りとなしと納付書無しの2パターンが含まれており、データの並び順は、①納付書有りの郵便番号順、②納付書無しの郵便番号順となる。

(エ) 納入通知書（特徴・口座払）データ

納入通知書（特徴・口座払）データは、被保険者1人につきPDF1ページであり、被保険者の住所、氏名、カスタマーバーコード、保険料情報及びその他文章がある。また、ファイルは還付のみのデータと還付以外のデータの2つに分けている。

オ 印字テスト

納入通知書（特徴・口座払）の宛名部分のカスタマーバーコードは読み取りテストを実施することとし、発注者を通じて、検証が完了するまで実施するものとする（検証に必要な期間は約1週間を予定している。）。印字テスト作業に必要な仮刷りの納入通知書（特徴・口座払）を30部印刷することとし、テスト用納入通知書（特徴・口座払）は項番13の印刷部数に含めないものとする。印字テスト作業に要する運搬費等は受注者の負担とする。

カ 印字数量

項番 (履行番号)	品名 (履行区分)	規格・仕様	印字部数 (発注予定数量)
1 2	納入通知書（納付書払）【年次】	連続用紙データ印刷	2,350部
1 3	納入通知書（特徴・口座払）【年次】	連続用紙データ印刷	21,000部
1 4	納付書【年次】	連続用紙データ印刷	11,550部
1 5	納入通知書【月次】	連続用紙データ印刷	4,600部
1 6	納付書【月次】	連続用紙データ印刷	4,150部

(3) 製本作業

ア 作業内容等

項番 (履行番号)	作業内容 (履行区分)	作業内容	作業枚数 (発注予定数量)
1 7	納付書（1枚）【年次】 ①—項番6— ②—項番3・印字（項番14）済み— ※材質	・被保険者1人あたり、納付書1枚、納付書見出し1枚の2枚を1セットとする。 ・裁断機を使用し、左右のピンホール部分をミシン目に沿って断裁すること。 ・納付書見出し項番6が表紙となるように納付書の上部にセットし、右端の上部を縦向きにホチキス留めし、納付書見出しと納付書を綴ること。	50セット
1 8	納付書（3枚）【年次】 ①—項番6— ②—項番3・印字（項番14）済み—	・被保険者1人あたり、納付書3枚、納付書見出し1枚の4枚を1セットとする。 ・裁断機を使用し、左右のピンホール部分を	1,300セット

	③—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ④—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ※ホチキス	ミシン目に沿って断裁すること。 ・納付書見出し項番 6 が表紙となるように納付書の上部にセットし、右端の上部を縦向きにホチキス留めし、納付書見出しと納付書を綴ること。	
19	納付書 (6 枚) 【年次】 ①—項番 6— ②—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ③—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ④—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ⑤—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ⑥—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ⑦—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ※ホチキス	・被保険者 1 人あたり、納付書 6 枚、納付書見出し 1 枚の 7 枚を 1 セットとする。 ・裁断機を使用し、左右のピンホール部分をミシン目に沿って断裁すること。 ・納付書見出し項番 6 が表紙となるように納付書の上部にセットし、右端の上部を縦向きにホチキス留めし、納付書見出しと納付書を綴ること。	200 セット
20	納付書 (8 枚) 【年次】 ①—項番 6— ②—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ③—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ④—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ⑤—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ⑥—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ⑦—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ⑧—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ⑨—項番 3・印字 (項番 14) 済み— ※ホチキス	・被保険者 1 人あたり、納付書 8 枚、納付書見出し 1 枚の 9 枚を 1 セットとする。 ・裁断機を使用し、左右のピンホール部分をミシン目に沿って断裁すること。 ・納付書見出し項番 6 が表紙となるように納付書の上部にセットし、右端の上部を縦向きにホチキス留めし、納付書見出しと納付書を綴ること。	800 セット
21	納付書 【月次】 ①—項番 6— ②—項番 3・印字 (項番 16) 済み— (②の枚数は対象者により異なる。) ※ホチキス	・被保険者 1 人あたりの納付書枚数が異なるため、納付書を 8 ケタの被保険者番号で名寄せし、名寄せした納付書と納付書見出し 1 枚を 1 セットとする。 ・裁断機を使用し、左右のピンホール部分をミシン目に沿って断裁すること。 ・納付書見出し項番 6 が表紙となるように納付書の上部にセットし、右端の上部を縦向きにホチキス留めし、納付書見出しと納付書を綴ること。	1,950 セット 12 か月×162 セット平均
22	口座振替依頼書※ 【年次】納付書 6 枚用 ①—項番 9 (6 枚用)— ②—項番 10— ※ホチキス	・普徴納付方法案内チラシ (納付書 6 枚用) が表紙となるように口座振替依頼書の上部にセットし、右端の上部を横向きにホチキス留めし、チラシと口座振替依頼書を綴ること。	200 セット
23	口座振替依頼書※ 【年次】納付書 8 枚用 ①—項番 9 (8 枚用)— ②—項番 11— ※ホチキス	・普徴納付方法案内チラシ (納付書 8 枚用) が表紙となるように口座振替依頼書の上部にセットし、右端の上部を横向きにホチキス留めし、チラシと口座振替依頼書を綴ること。	800 セット

※発注者から受注者への封入物の提供を行う。

チラシ③普徴切替案内 300 部

チラシ④普徴納付方法案内 3 種類 納付書 3 枚用 1,300 部、6 枚用 200 部、8 枚用 800 部

口座振替依頼書 (発注者作成: A4 版縦の複写用紙 4 枚組を 3 つ折りしたもの) 1,000 セット

いずれも不足する場合には、追加で提供する。

(4) 封入封かん作業

ア 作業内容等

(7) 年次

項番 (履行番号)	作業内容 (履行区分)	作業内容	作業枚数 (発注予定数量)
24	納入通知書 (納付書払) 納付書 1 枚	次の順で封入物 4 点を封入封かんする。 【封入物】(封筒=項番 7) ●納入通知書項番 1・印字 (項番 12) 済み ●納付書 (1 枚) 項番 17	50 セット

		<ul style="list-style-type: none"> ●制度案内チラシ項番4 ●保険料精算チラシ項番5（ただし、宛名に「相続人様」の記載があるもののみ） 	
25	<p>納入通知書（納付書払）</p> <p>納付書3枚（既存）</p>	<p>次の順で封入物4点を封入封かんする。</p> <p>【封入物】（封筒＝項番7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納入通知書項番1・印字（項番12）済み ●納付書（3枚）項番18 ●制度案内チラシ項番4 ●普徴納付方法案内チラシ項番9（3枚用） 	1,100セット
26	<p>納入通知書（納付書払）</p> <p>納付書3枚（新規）</p>	<p>次の順で封入物5点を封入封かんする。</p> <p>【封入物】（封筒＝項番7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納入通知書項番1・印字（項番12）済み ●納付書（3枚）項番18 ●制度案内チラシ項番4 ●普徴切替案内チラシ項番8 ●普徴納付方法案内チラシ項番9（3枚用） 	200セット
27	<p>納入通知書（納付書払）</p> <p>納付書6枚</p>	<p>次の順で封入物4点を封入封かんする。</p> <p>【封入物】（封筒＝項番7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納入通知書項番1・印字（項番12）済み ●納付書（6枚）項番19 ●制度案内チラシ項番4 ●口座振替依頼書項番22・普徴納付方法案内チラシ項番9（6枚用）セット済み 	200セット
28	<p>納入通知書（納付書払）</p> <p>納付書8枚（既存）</p>	<p>次の順で封入物4点を封入封かんする。</p> <p>【封入物】（封筒＝項番7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納入通知書項番1・印字（項番12）済み ●納付書（8枚）項番20 ●制度案内チラシ項番4 ●口座振替依頼書項番23・普徴納付方法案内チラシ項番9（8枚用）セット済み 	700セット
29	<p>納入通知書（納付書払）</p> <p>納付書8枚（新規）</p>	<p>次の順で封入物5点を封入封かんする。</p> <p>【封入物】（封筒＝項番7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納入通知書項番1・印字（項番12）済み ●納付書（8枚）項番20 ●制度案内チラシ項番4 ●普徴切替案内チラシ項番8 ●口座振替依頼書項番23・普徴納付方法案内チラシ項番9（8枚用）セット済み 	100セット
30	<p>納入通知書（特徴・口座払）</p>	<p>次の印刷物を圧着する。</p> <p>【印刷物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納入通知書項番2・印字（項番13）済み <p>納入通知書の折位置について、納入通知書の宛名部分（郵便番号、住所及び氏名）以外の保険料情報などの個人情報を読み取れないように、納入通知書を3つ折り（Z折り）で圧着すること。</p>	21,000部

(イ) 月次

項番 （履行番号）	作業内容 （履行区分）	作業内容	作業枚数 （発注予定数量）
31	<p>納入通知書</p> <p>納付書あり</p>	<p>次の順で封入物2点を封入する。ただし、同一被保険者が複数枚ある場合は、名寄せして同一封筒に封入すること。</p> <p>【封入物】（封筒＝項番7）封かんはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納入通知書項番1・印字（項番15）済み ●納付書項番21 	<p>1,950セット</p> <p>12か月×162セット平均</p>

3 2	納入通知書 納付書なし	次の封入物 1 点を封入する。 【封入物】(封筒＝項番 7) <u>封かんはしない。</u> ●納入通知書項番 1・印字 (項番 1 5) 済み	2, 650 セット 12 か月×220 セット平均
-----	----------------	--	-------------------------------

(ウ) 納入通知書 (特徴・口座払) について

年次更新 (7 月) での封入封かん作業後において、納入通知書 (特徴・口座払) (印刷なし未使用) は、1 枚ごとに切断、左右のピンホール部分を断裁して 100 枚毎に紙帯で束ね、1 5 束を 1 箱に箱詰めし、発注者に納品するものとする。

(イ) 注意事項

納入通知書と納付書の封入にあたっては、異なる被保険者の情報が混入しないよう、細心の注意を払って作業を行うこと。なお、保険料情報データと封入封かん物の数量等を確認するための宛名リスト (エクセルまたは CSV 形式) を発注者から受注者に貸与することができる。

8 データ運搬及び成果品運搬作業

(1) 作業内容

項番	作業	規格・仕様 (年次分 1 回、月次分 1 2 回)
3 3	保険料情報データ運搬 (発注者→受注者)	保険料情報を記録した USB を、セキュリティの保たれた方法により、履行場所まで運搬すること。
3 4	納入通知書等運搬 (成果品) 運搬 (受注者→発注者)	封入封かん作業済み納入通知書及びその他貸与物品を発注者までセキュリティの保たれた方法により運搬すること。検査・検品・検算 (以下、検査等という。) に要する運搬作業を含む。
3 5	作成物品の一部納品 (受注者→発注者)	項番 1～7 の作成した物品の一部を窓口交付分として納品すること。数量及び時期については別途協議するものとする。

(2) 成果品の受け渡し

発注者までの運搬方法については、セキュリティの保たれた方法によるものとする。また、契約締結時に業務実施計画書 (任意様式) にその方法を記載し、発注者の承認を得ることとする。

製本作業等で破損した納入通知書等は、破棄せず同期の成果品とともに必ず納品すること。また、破損した納入通知書等の再印刷を実施すること。

(3) 成果品の整理

年次分成果品 (封入封かん作業済み) について、納入通知書 (特徴・口座払) 項番 3 0 は郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局ごとに箱詰めすることとする。郵便番号ごとの配達郵便局は別紙 2 のとおりとする。また、納入通知書 (納付書払) 項番 2 4～2 9 は、次の順で分け、箱詰めすることとする。なお、輸送時の破損を考慮し、納品時は少量であっても全て箱を使用すること。

1 位: 封入封かん作業の作業内容

2 位: 発行連番

3 位: 重量区分 (25g まで・50g まで・100g まで等)

また、当該箱の側面 2 箇所 (箱の長辺と短辺) に記載例のとおり、箱詰めの内容を記載するものとする。タックシール等の貼付けを可とする。

月次分成果品 (封入作業済み) の納入通知書項番 3 1～3 2 は、発行連番順に箱詰めするものとする。当該箱の側面 2 箇所 (箱の長辺と短辺) に記載例のとおり、箱詰めの内容を記載するものとする。タックシール等の貼付けを可とする。

年次分成果品及び月次分成果品の箱詰めに必要な費用 (箱代等) は受注者が負担するものとし、箱のサイズは発注者と協議し決定するものとする。

【箱側面記載例】

●納入通知書 (特徴・口座払) 【年次】 の場合

郵便局名	: 安芸西条郵便局
郵便番号	: 7 3 9 - 0 0 × × ~ 7 3 9 - 0 0 □ □
発行連番	: ○ ○ ○ ○ ~ ○ ○ ○ ○
箱内数量	: <u>(各箱に入っている通数)</u>
箱番号	: △ △ / 箱総数

●納入通知書（納付書払）【年次】の場合

作業名	: 納入通知書（納付書払）納付書 1 枚
発行連番	: ○○○○ ～ ○○○○
重量区分	: 25g まで
箱内数量	: <u>(各箱に入っている通数)</u>
箱番号	: △△／箱総数

●納入通知書【月次】の場合

発行連番	: ○○○○ ～ ○○○○
箱内数量	: <u>(各箱に入っている通数)</u>
箱番号	: △△／箱総数

9 環境構築作業

(1) データ印刷設定等作業

項番	項目	規格・仕様
36	作業打ち合わせ	印字テスト、本印字及び封入封かん作業に係るスケジュール等詳細な打ち合わせを実施する。 作業打ち合わせにかかる発注者・受注者それぞれの費用は、各者で負担すること。
37	印字テスト作業	保険料情報の印字テストを実施する。印字テストは、納入通知書(特徴・口座払)のカスタマーバーコード読み取りテスト及び納付書のOCR読み取りテストを、発注者を通じて、 検証が完了するまで実施 するものとする。 印字テスト作業に要する運搬費等は、受注者の負担とする。
38	機器設定作業	受注者の印刷機等の設定作業を実施する。
39	印刷物等保管及び在庫管理	納入通知書等様式の保管及び在庫管理をして、不足が生じることが予想される場合は、速やかに発注者に報告し対応を協議すること。 また、業務完了時には在庫物品を全て発注者へ納品すること。

10 年間作業日程

(1) 作業日程【様式等】

区分	内容	完了期限
様式作成 (印字テスト) (本印字前)	検査・検証用納付書 ※200部作成 (項番3の作成部数に含めない。)	平成31年5月7日(火)
様式作成 (本印刷)	項番1納入通知書(納付書払) 項番2納入通知書(特徴・口座払) 項番3納付書 項番4チラシ① 項番5チラシ② 項番6納付書見出し 項番7窓あき封筒(納付書)	平成31年6月7日(金)
保険料情報印刷 (印刷テスト)	印字テスト納入通知書(特徴・口座払) ※30部 (項番13の印字部数に含めない。)	平成31年6月14日(金)

(2) 作業日程【保険料情報印刷、製本作業、封入封かん作業、データ運搬及び成果品運搬作業】

区分	対象年度	保険料情報送付時期	処理期間	成果品納入日
月次	30	平成31年 7月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日
年次	31	平成31年 7月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日
月次	31	平成31年 8月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日
月次	31	平成31年 9月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日
月次	31	平成31年10月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日
月次	31	平成31年11月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日
月次	31	平成31年12月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日
月次	31	平成32年 1月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日
月次	31	平成32年 2月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日
月次	31	平成32年 3月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日
月次	31	平成32年 4月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日
月次	31	平成32年 5月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日
月次	31	平成32年 6月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から起算して5日以内	処理期間満了日の翌日

(注意事項)

- 1 年間の詳細日程については、別途協議するものとする。
- 2 処理期間には、土日祝祭日を含むものとする。
- 3 処理期間には、検査等作業に必要な日数を含むものとする。
- 4 処理期間満了日の翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日に成果品を納入するものとする。
- 5 災害その他の事情により、成果品の納入が遅延する場合は、発注者へ早急に連絡すること。

1.1 単価契約と発注予定数量

- (1) 本業務は、「7業務詳細」における各作業項目を履行区分とし対応する契約単価を定め、その他経費を数量1式の単価とする単価契約とする。業務全体の履行区分、契約単価及び発注予定数量を別表のとおり定める。
- (2) 発注予定数量には変動がある。ただし、別表に定める各履行区分の発注予定数量を上限とし、下限はその2割以内とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が委託料(単価を含む。)について協議を行い、必要があると認めるときは変更契約の締結を行うものとする。

12 委託料の支払い

(1) 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

部分払いの履行単位		支払金額	支払種別
仕様書7 (1) 納入通知書等様式作成作業		別表に示す該当履行区分の契約単価に履行数量を乗じることとし、その計算方法は次のア又はイのとおりとする。	部分払
仕様書7 (2) 保険料情報印刷作業 (3) 製本作業 (4) 封入封かん作業のうち	「年次」対象作業分		部分払
	「月次」対象作業分 (H31.7月～H32.3月 発送分の各月履行分)		部分払
	「月次」対象作業分 (H32.4月～H32.6月 発送分の各月履行分)		部分払
上記以外の業務分		残額	完了払い

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

別表に示す履行区分ごとの契約単価にそれぞれの履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該合計額の100分の8に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

別表に示す履行区分ごとの契約単価に、それぞれの履行数量を乗じて計算した額を合計した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ウ 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる業務履行分については、その相当額分について契約締結後の適当な時期に協議により契約金額の変更を行う。

(2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行分の履行報告を行っていないなければならない。

(3) 上記(1)ア及びイの計算方法は、完了払いについても適用する。

(4) 債務負担行為特則

債務負担行為に係る契約の特則として、各会計年度における業務委託料の支払限度額及び支払限度額に対応する出来高予定額は次のとおりとする。

年度	限度額	支払限度額の計算方法
平成30年度	なし（0円）	—
平成31年度	支払限度額 円 (出来高予定額 円)	平成32年3月までの業務履行分について、上記12「委託料の支払い」に定めるところにより計算した額。
平成32年度	残額	

1.3 現地調査及び検査等の対応

受注者施設のセキュリティ状況等を把握するため、発注者が現地調査を実施することがある。

受注者は、印刷作業を行った納入通知書（納付書払）【年次・月次】、納入通知書（特徴・口座払）【年次】及び納付書（以下、「印刷済納入通知書等」という。）について、発注者の検査を受け検査完了した後、受注者施設で製本作業、封入封かん作業を行い期限内に納品すること。

●検査方法

発注者の指示するところにより、印刷済納入通知書等の一部もしくは全部を箱詰めし発注者の指定する場所まで運搬し検査を受けることとする。

●検査・現地調査予定回数

時期	回数
受注者施設現地調査（5月から6月まで）	1回
年次賦課時（7月）	2回
月次賦課時（7月から翌年6月まで）	2回

※ただし、月次賦課の検査の回数は発注者の定めるところにより、変更することがある。

1.4 再委託の範囲

当該業務の一部を再委託できる範囲（以下、「再委託」）は以下のとおりとする。

- 7 業務詳細（1）納入通知書等様式作成作業
- （2）保険料情報印字作業
- （3）製本作業
- （4）封入封かん作業

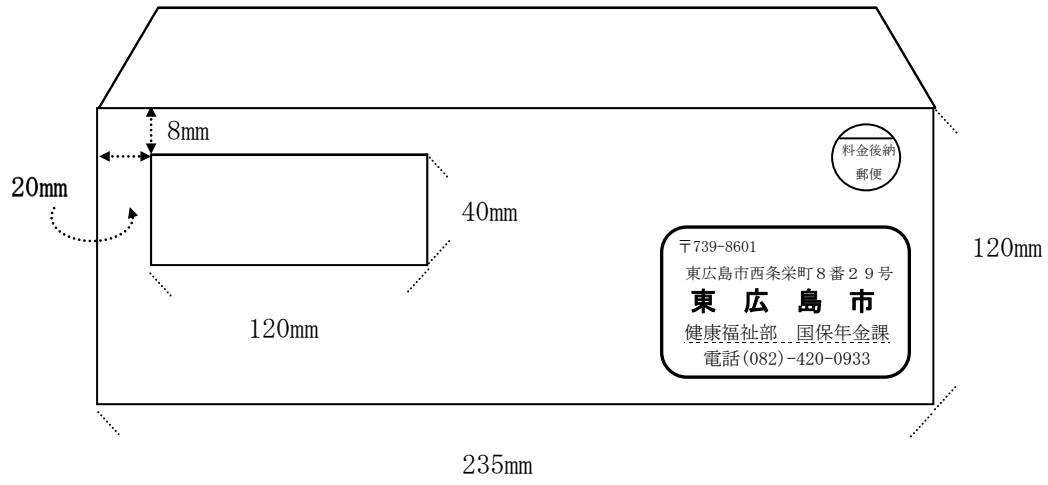
ただし、再委託を行う場合は、あらかじめ再委託の内容を業務実施計画書（任意様式）に定め、所定の再委託承認願により発注者の承諾を得ること。また、受注者は再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。

1.5 特記事項

- （1）委託業務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。
- （2）保険料情報並びに印刷済みの納入通知書及び納付書等の運搬、保管にあたっては、紛失・盗難等管理に十分注意すること。
- （3）保険料情報及び成果品の運搬方法等について事前に発注者の承諾を得ること。
- （4）本業務の実施において、仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、当該疑義の解消方法について事前に発注者と十分に協議し承諾を得ること。また、協議は可能な限り早期に申し出るなど、業務に支障が生じないよう配慮すること。

別紙 1

窓あき封筒（納付書用）



別紙 2

郵便番号	配達郵便局名
739-00xx	安芸西条郵便局
739-01xx (八本松地域) 739-02xx (志和地域)	八本松郵便局
739-21xx	高屋郵便局
739-22xx	河内郵便局
739-23xx (福富・豊栄地域)	福富郵便局
739-24xx	安芸津郵便局
739-25xx	板城郵便局
739-26xx	黒瀬郵便局
739-27xx	下黒瀬郵便局
上記以外 (東広島市外) の番号	安芸西条郵便局 ※ただし、納品箱に貼るラベルに記載する郵便局名は、「市外発送分」とすること。

別表（契約単価）

仕様書の 「7業務詳細」の内訳	単価の種類			数量	単位	単価（円）	発注予定数量	
	項目	項番	履行区分					
仕様書の 「7業務詳細」の内訳	(1) 納入通知書等様式作成作業 (項番1～7、作成部数は仕様書記載のとおり。)			1	式		1式 (変動しない)	
	(2) 保険料情報印刷作業	12	納入通知書（納付書払）【年次】	1	部		2,350部	
		13	納入通知書（特徴・口座払）【年次】	1	部		21,000部	
		14	納付書【年次】	1	部		11,550部	
		15	納入通知書【月次】	1	部		4,600部	
		16	納付書【月次】	1	部		4,150部	
	(3) 製本作業	17	納付書（1枚）【年次】	1	セット		50セット	
		18	納付書（3枚）【年次】	1	セット		1,300セット	
		19	納付書（6枚）【年次】	1	セット		200セット	
		20	納付書（8枚）【年次】	1	セット		800セット	
		21	納付書【月次】	1	セット		1,950セット	
		22	口座振替依頼書（納付書6枚用）【年次】	1	セット		200セット	
		23	口座振替依頼書（納付書8枚用）【年次】	1	セット		800セット	
	(4) 封入封かん作業	(7) 年次	24	納入通知書（納付書払）納付書1枚	1	セット		50セット
			25	納入通知書（納付書払）納付書3枚（既存）	1	セット		1,100セット
			26	納入通知書（納付書払）納付書3枚（新規）	1	セット		200セット
			27	納入通知書（納付書払）納付書6枚	1	セット		200セット
			28	納入通知書（納付書払）納付書8枚（既存）	1	セット		700セット
			29	納入通知書（納付書払）納付書8枚（新規）	1	セット		100セット
			30	納入通知書（特徴・口座払）	1	部		21,000部
		(1) 月次	31	納入通知書 納付書あり	1	セット		1,950セット
			32	納入通知書 納付書なし	1	セット		2,650セット
	上記以外の業務分 (データ運搬、成果品運搬作業及び打ち合わせ経費等)				1	式		1式 (変動しない)

(注意事項)

- 1 契約書に掲げる業務委託料の額は発注限度額とする。
- 2 発注者の業務委託発注金額が、発注限度額に達しない場合でも受注者は委託業務を履行しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、発注限度額を超えて発注または受注してはならない。
- 4 発注予定数量を上限とし、下限はその2割以内とする。

見 本

平成31年度 後期高齢者医療保険料納入通知書等作
成及び封入封かん等業務

項番 1～7

前回業務に使用した実物の見本の閲覧は、契約担当課に申し出てください。

◆賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、後期高齢者医療制度の被保険者一人ひとりに対して賦課されます。

項番 1

◆保険料の決め方

$$\text{一人当たり保険料額} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除 [33 万円]) × 所得割率 (8.76%)

均等割額 = 45,500 円

※表面「賦課のもととなる所得金額」とは、前年中の総所得金額、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の合計額（雑損失の繰越控除適用前の金額）から 33 万円を差し引いた金額です。

※一人当たりの保険料の限度額は 62 万円です。

◆保険料の軽減

【均等割の軽減】

所得額が次の表に該当する世帯の被保険者は、保険料の均等割が軽減されます。

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額		均等割の軽減割合	軽減後の均等割額
33 万円以下	世帯内の被保険者全員の所得額（公的年金の所得は控除額を 80 万円として計算）が 0 円	9 割	4,550 円
	上記以外	8.5 割	6,825 円
33 万円 + 26.5 万円 × 被保険者数 以下		5 割	22,750 円
33 万円 + 48 万円 × 被保険者数 以下		2 割	36,400 円

※軽減を判定する所得額は、前年中の総所得金額、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の合計額です。（ただし、事業所得等の場合は専従者給与額等控除前の所得額、分離譲渡所得の場合は譲渡に係る特別控除前の所得額になります。また、65 歳以上の方の公的年金には特別控除（最高 15 万円）が適用されます。）

※所得の合計が基準額未満の場合でも、所得の申告をしていない場合には保険料の軽減が適用されません。

※保険料の軽減は賦課期日である 4 月 1 日（4 月 2 日以降に資格を取得された場合は資格取得日）時点における世帯構成により判定します。

◆保険料の納め方

保険料は原則として年金から天引きされます（特別徴収）。ただし、年金額が年額 18 万円未満の人や後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が公的年金受給額の 2 分の 1 を超える人等は、納付書や口座振替による納付になります（普通徴収）。

◆保険料の減免

保険料の納付義務者等が天災により住宅、家財に著しい損害を受けた場合や、事業の不振、失業等により収入が著しく減少し、生活が著しく困難な世帯と認められた場合などの特別な理由により、保険料の支払いが困難であると認められた場合には、減免の適用を受けられる場合があります。

◆被用者保険の被扶養者であった人の特別措置

後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者だった人は、当分の間は保険料の所得割は課せられず、均等割も資格取得後 2 年を経過する月までに限り 5 割軽減されます。ただし、所得が低い人に対する軽減にも該当する人については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

※制度加入直前に国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人にはこの特別措置の適用はありません。

◆不服の申立てについて

この通知に記載された内容について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、広島県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

※広島県後期高齢者医療審査会の問い合わせ先 〒730-8511 広島県広島市中区基町 10 番 52 号
広島県健康福祉局医療介護保険課

なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でない限り提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

この訴えは裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に広島県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は広島県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1 年を経過すると訴えを提起することはできません。また、徴収について不服がある場合には、上記と同様の手続きにより広島県後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができます。なお、この場合の取消しの訴えの相手方は、東広島市を被告（代表者は東広島市長）とすることとなります。

《問い合わせ先》

広島県後期高齢者医療広域連合 業務課 賦課収納係
TEL (082) 502-3060

東広島市 健康福祉部 国保年金課 医療給付係
TEL (082) 420-0933

◆特別徴収（仮徴収と本徴収）

年6回の年金支給日に保険料が天引きされます。

仮 徴 収		
4 月	6 月	8 月

※前年の保険料をもとに仮に算出した額を納めます。

本 徴 収		
1 0 月	1 2 月	2 月

※確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めます。

◆被用者保険の被扶養者であった人に対する保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者だった人は、当分の間は所得割は課せられず、均等割も資格取得後2年を経過する月までは5割軽減されます。ただし、所得が低い人に対する軽減にも該当する人については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

※制度加入直前に国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人にはこの保険料の軽減はありません。

◆保険料の減免

被保険者又は世帯主が次の理由等により保険料の支払いが困難と認められた場合は、保険料が減免されることがあります。

- ・災害等により、著しい損害を受けたとき
- ・世帯主の死亡又は長期入院、失業、事業の不振、休業や廃止等により収入が減少し、生活が著しく困難な世帯であると認められたとき

◆不服の申し立てについて

この通知に記載された内容について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

※広島県後期高齢者医療審査会の問い合わせ先
〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号
広島県健康福祉局医療介護保険課

なお、この処分を取り消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

この訴えは裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に広島県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は広島県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起することはできません。また、徴収について不服がある場合には、上記と同様の手続きにより広島県後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができます。

なお、この場合の取り消しの訴えの相手方は、東広島市を被告（代表者は東広島市長）とすることとなります。

◆賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、後期高齢者医療制度の被保険者一人ひとりに対して賦課されます。

◆保険料の決め方

$$\text{一人当たり保険料額} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

所得割額＝賦課のもととなる所得金額×所得割率(8.76%)
均等割額＝45,500円

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年中の総所得金額、山林所得金額及びほかの所得と区分して計算される所得の合計額（雑損失の繰越控除適用前の金額）から33万円を差し引いた金額です。

※一人当たりの保険料の限度額は62万円です。

◆所得が低い人に対する保険料の軽減

【均等割額の軽減】

次の基準に該当する世帯に属する被保険者は、保険料の均等割額が軽減されます。

世帯内の被保険者と世帯主の 平成30年中所得の合計額		均等割の 軽減割合
33万円 以下	世帯内の被保険者全員の所得額 (公的年金の所得は控除額を 80万円として計算)が0円	9割
	上記以外	8.5割
33万円+27万5千円×被保険者数 以下		5割
33万円+50万円×被保険者数 以下		2割

※軽減を判定する所得額は、前年の総所得金額、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の合計額です。(ただし、事業所得等の場合は専従者給与額等控除前の所得額、分離譲渡所得の場合は譲渡にかかる特別控除前の所得になります。また、65歳以上の方の公的年金には特別控除(最高15万円)が適用されます。)

※所得の合計が基準額未満の場合でも、所得の申告をしていない場合には保険料の軽減が適用されません。

※保険料の軽減は賦課期日である4月1日(4月2日以降に資格を取得された場合は資格取得日)時点における世帯構成により判定します。

◆保険料の納め方

保険料は原則として年金から天引きされます(特別徴収)。ただし、年金額が年額18万円未満の人や後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える人等は、納付書や口座振替による納付になります(普通徴収)。

また、特別徴収の人も、保険料を確実に納付することを条件に、申し出により口座振替に変更することができます。

※平成31年8月1日から有効の新しい保険証は、広島県後期高齢者医療広域連合から、7月〇〇日に県内一斉発送の予定です。

料金後納
郵便

①

②

③

開封する時は、
ミシン目をそって折目をつけてから、①②③の順に切りはなしてください。

未来にはばたく 国際学術研究都市



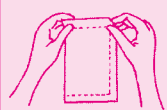
東広島市

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

● 市役所からの大切なお知らせです。

開封するときの順序と注意

1.



先ず点線を手前に折る

2.



次に同じ所を後に折る

3.



最後に点線にそって
ていねいに破く

後期高齢者
医療保険料 ㊦

広島県東広島市 領収済通知書 ㊦

市町村コード 342122
加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043

納税機関 番号		納付 番号		合計 金額		円	
賦課年度	相当年度	税目	通知書番号	確認 番号	納付 区分		

振替
ID 33

納付者 住所・氏名		領収日付印	
コンビニ収納用		(ご注意) バーコードが無い ものや金額訂正し たものはコンビニ エンストアでは 納付できません。	
		427KKH155	
保険料	円	延滞金	円
督促手数料	円		
取りまとめ金融機関	〒739-8603 広島銀行西条支店	取納代行	
取りまとめ店	〒730-8794 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター	地銀ネットワークサービス(株)	

(市/コンビニ本部控)

納付書 ㊦

市町村コード 342122
加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043

賦課年度	相当年度
税目等	
通知書番号	
納期限	
保険料	円
延滞金	円
督促手数料	円

合計金額	円
納付者住所・氏名	
広島県東広島市	領収日付印
市町村コード 342122	
取納機関連絡先	
082-420-0933	

(金融機関・コンビニ店舗控)

領収証 ㊦

加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043
納付者住所・氏名

賦課 年度	相当 年度
税目等	
取納代行 地銀ネットワークサービス(株)	
通知書番号	
納期限	
保険料	円
延滞金	円
督促手数料	円

合計金額 円
お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。
上記の金額を領収しました。

領収日付印
収入印紙不要 (お客様控)

この領収証は大切に保管してください。

延滞金

延滞金の表示額は発送日のものであり、納期限までに保険料を納付されない場合は、次の方法により求めた延滞金の額を加えて納付していただくことになります。

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額（金額の全額が2,000円未満の場合にはその全額を、金額の全額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数は切り捨てます。）に次の割合を乗じて算出します。

・平成25年12月31日まで…年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については各年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）

・平成26年1月1日以降…特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利（新規）の合計を12で除して得た割合に、年1パーセントを加算した割合）に年7.3パーセントを加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については特例基準割合に年1パーセントを加算した割合）

ただし、算出した延滞金額が1,000円未満の場合にはその全額を、その金額が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

督促状について

納期限までに完納されない場合は、督促状を發します。

納付場所

○取扱金融機関

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
広島中央農業協同組合
芸南農業協同組合
山口銀行
しまなみ信用金庫
中国労働金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
広島県信用漁業協同組合連合会
ゆうちょ銀行・郵便局（中国5県内に限る）

○バーコード表示のある振込用紙は下記のコンビニエンスストアでご利用できます。（50音順）

MMK設置店
くらしハウス
コミュニティ・ストア
サークルK
サンクス
スリーエイト
生活彩家
セイコーマート
セーブオン
セブンイレブン
タイエー
デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア
ハセガワストア
ハマナスクラブ
ファミリーマート
ポプラ
ミニストップ
ヤマザキベシキルパートナーシップ
ヤマザキデイリーストア
ローソン
ローソンストア100

問い合わせ先

広島県東広島市役所
国保年金課
TEL: 082-420-0933
FAX: 082-422-0334

（ご注意）

- ・バーコードが印刷されていないものは、コンビニエンスストアでは収納できません。
- ・バーコードが印刷されていても読取ができないものは、コンビニエンスストアでは収納できません。
- ・この払込取扱票によるコンビニエンスストアでの代金の受領は事業者の代理受領であり、支払者は請求金額を支払い、本受領を受け取った時点で事業者に対する債務が履行済みとなります。
- ・お振り込みの際に、コンビニエンスストアが発行する＜受領証＞をもって領収書に代えさせていただきます。最低6か月は大切に保管してください。

保険料の決まり方

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{(上限は年62万円まで)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{(45,500円)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(所得割率8.76\%)} \\ \hline \end{array}$$

保険料は「均等割額」と「所得割額」の合計です。均等割額は広島県では45,500円です。所得割額は総所得金額等から33万円を差し引いたものに広島県での所得割率8.76%をかけた額です。

年度途中で資格を取得または喪失したときは、被保険者であった月数に応じて保険料がかかります。75歳到達で資格を取得した場合、前保険の加入状況によっては、納付書での納付や口座振替の時期が重なることがあります。詳しくは以前加入していた保険者へお問い合わせください。

保険料の納め方

◆ 年金から天引きになる人(特別徴収) ◆

納め方・・・年6回の年金の定期支払の際に、年金の受給額から保険料が天引きされます。

仮徴収		
4月	6月	8月

前年度保険料をもとに、保険料を仮算定します。

本徴収		
10月	12月	2月

平成30年中の所得により確定した年間保険料から仮徴収額を差し引いた残りの額を徴収します。

◆ 年金から天引きにならない人(普通徴収) ◆

- ★ 年度途中で資格を取得した人(75歳到達、転入、障害認定など)
- ★ 年金額が年額18万円未満の人
- ★ 介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合算額が介護保険料を天引きしている年金受給額の1/2を超える人

上に示した人は年金天引きになりません。納付書または口座振替で納付していただきます。

年度途中で資格を取得した人も、原則、翌年度以降は年金からの天引きに切り替わりますが、申し出をすれば、年金天引きでなく口座振替で納付することができます。申し出には、「納付方法変更申出書」と「口座振替依頼書」の提出が必要です。詳しくは、国保年金課までお問い合わせください。

◆◆◆ 普通徴収のときの納期限 ◆◆◆

	納期限
1期	平成31年 7月31日 (水)
2期	平成31年 9月 2日 (月)
3期	平成31年 9月30日 (月)
4期	平成31年10月31日 (木)
5期	平成31年12月 2日 (月)
6期	平成31年12月25日 (水)
7期	平成32年 1月31日 (金)
8期	平成32年 3月 2日 (月)
随時期	発送日の属する月の末日

※特別な事情により納期限までに納付できない場合には、予め国保年金課までご連絡ください。

♪♪ 口座振替が便利です ♪♪

年金からの天引きにならないときは、納付書又は口座振替で納付していただくようになります。

口座振替は保険料の納め忘れがなく、納めに行く手間も省けます。便利で安心な口座振替をご利用ください。

口座振替での納付をご希望の方は、

- ① 納付書
- ② 預(貯)金通帳
- ③ 通帳の届出印

を持って、納付書記載の金融機関または市役所(支所・出張所でも可)でお申し込みください。

※口座振替の手続きには、1か月程度かかる場合がありますので、ご注意ください。

保険料が軽減される場合

平成30年中の所得が、次の基準に該当する世帯の被保険者は、所得に応じて保険料が軽減されます。

【均等割の軽減】

世帯内の被保険者と世帯主の平成30年中所得の合計額		軽減割合
33万円以下	世帯内の被保険者全員の所得額（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）が0円	9割
	上記以外	8.5割
33万円+27.5万円×被保険者数 以下		5割
33万円+50万円×被保険者数 以下		2割

★被用者保険の被扶養者であった人の特別措置★

後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の所得割は課せられず、資格取得後2年間に限り均等割が5割軽減され、年間保険料は22,750円となります。ただし、均等割の9割軽減または8.5割軽減にも該当する方については、4,550円または6,825円となります。

※制度加入直前に国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた方にはこの特別措置の適用はありません。

。・。● 窓口負担割合(1割・3割)の判定 ●。・。

後期高齢者医療制度の保険証(被保険者証)の負担割合は、前年の住民税の課税所得をもとに8月から翌年7月までの負担割合を判定します。

本人又は同じ世帯の後期高齢者医療制度被保険者の人の所得	一部負担金の負担割合	高額療養費の自己負担限度額		
		区分	外来	外来+入院・世帯合算
市民税の課税所得 145万円以上	3割	現役並みⅢ	252,600円+1%※1 (多数該当 140,100円)	
		現役並みⅡ	167,400円+1% (多数該当 93,000円)	
		現役並みⅠ	80,100円+1% (多数該当 44,400円)	
市民税の課税所得 145万円未満※2	1割	一般	14,000円	57,600円 (多数該当 44,400円)

※1 「+1%」は医療費総額(10割)が次の額を超えた場合に、超えた額の1%を加算するものです。

現役並みⅠ 267,000円、現役並みⅡ 558,000円、現役並みⅢ 842,000円

※2 市民税が非課税世帯の方は、高額療養費の自己負担限度額が異なります。詳しくは、国保年金課へお問い合わせください。

。・。● 高額医療・高額介護合算療養費制度について ●。・。

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が、8月から翌年7月までに支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。

支給対象者には、国保年金課から通知を送ります。

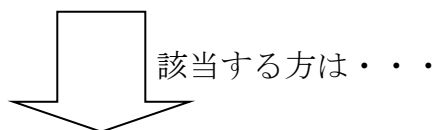
お問い合わせ：東広島市 国保年金課 医療給付係 電話 (082)420-0933

後期高齢者医療保険料の精算について

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったときは、月割で後期高齢者医療保険料を精算します。

後期高齢者医療保険料が年金天引きされている場合で、次の①及び②に該当する方は、精算の手続きがあります。

①	死亡日の翌日から翌月末までに支払われた年金から、後期高齢者医療保険料が天引きされている。
②	ご遺族が未支給年金の支払いを受ける。 ※ご遺族が未支給年金の支払いを受けないとき、又は請求していないときは、市から日本年金機構へ還付することとなります。



ご遺族から年金保険者（日本年金機構等）へ「死亡届」と「未支給年金の請求」の手続きを行ってください。

※ 詳細は年金保険者（日本年金機構等）へお問い合わせください。すでに手続きを済ませた方は必要ありません。

上記の手続き完了が確認でき次第、市から相続人代表者宛てに「還付金口座振込依頼書」を送付します。

※ 相続人代表者が不明の場合は、故人の住所へ送付します。

※ 発送までは1～2か月程度かかる場合があります。

【問い合わせ先】

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号

東広島市 国保年金課 医療給付係

TEL (082) 420-0933

同封の納付書を使用して最寄の金融機関で納めてください。
(※コンビニではお取扱いできません。)

項番 6

●督促状について

納期限までに完納されない場合は督促状を發します。

●延滞金について

納期限までに保険料を納付されない場合は、次の方法により求めた延滞金の額を加えて納付していただくことになります。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額（金額の全額が2,000円未満の場合にはその全額を、金額の全額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数を切り捨てます。）に所定の割合（※注）乗じて算出します。

(※注) 所定の割合について

- ・平成25年12月31日まで…年14.6パーセント（納期限の翌月から1か月を経過する時までの期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）
 - ・平成26年1月1日以降…特例基準割合（各年の前々の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利（新規）の合計を12で除して得た割合に、年1パーセントを加算した割合）
- ただし、算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその金額が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

同封の納付書を使用して最寄の金融機関で納めてください。
(※コンビニではお取扱いできません。)

●督促状について

納期限までに完納されない場合は督促状を發します。

●延滞金について

納期限までに保険料を納付されない場合は、次の方法により求めた延滞金の額を加えて納付していただくことになります。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額（金額の全額が2,000円未満の場合にはその全額を、金額の全額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数を切り捨てます。）に所定の割合（※注）乗じて算出します。

(※注) 所定の割合について

- ・平成25年12月31日まで…年14.6パーセント（納期限の翌月から1か月を経過する時までの期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）
 - ・平成26年1月1日以降…特例基準割合（各年の前々の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利（新規）の合計を12で除して得た割合に、年1パーセントを加算した割合）
- ただし、算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその金額が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

同封の納付書を使用して最寄の金融機関で納めてください。
(※コンビニではお取扱いできません。)

●督促状について

納期限までに完納されない場合は督促状を發します。

●延滞金について

納期限までに保険料を納付されない場合は、次の方法により求めた延滞金の額を加えて納付していただくことになります。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額（金額の全額が2,000円未満の場合にはその全額を、金額の全額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数を切り捨てます。）に所定の割合（※注）乗じて算出します。

(※注) 所定の割合について

- ・平成25年12月31日まで…年14.6パーセント（納期限の翌月から1か月を経過する時までの期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）
 - ・平成26年1月1日以降…特例基準割合（各年の前々の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利（新規）の合計を12で除して得た割合に、年1パーセントを加算した割合）
- ただし、算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその金額が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

同封の納付書を使用して最寄の金融機関で納めてください。
(※コンビニではお取扱いできません。)

●督促状について

納期限までに完納されない場合は督促状を發します。

●延滞金について

納期限までに保険料を納付されない場合は、次の方法により求めた延滞金の額を加えて納付していただくことになります。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額（金額の全額が2,000円未満の場合にはその全額を、金額の全額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数を切り捨てます。）に所定の割合（※注）乗じて算出します。

(※注) 所定の割合について

- ・平成25年12月31日まで…年14.6パーセント（納期限の翌月から1か月を経過する時までの期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）
 - ・平成26年1月1日以降…特例基準割合（各年の前々の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利（新規）の合計を12で除して得た割合に、年1パーセントを加算した割合）
- ただし、算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその金額が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

項目 7

料金後納
郵便

〒739-8601
東広島市西条栄町8番29号
東広島市
健康福祉部 国保年金課
電話(082)420-0933